

令和7年度

須恵町

私立幼稚園（新制度移行） 給付認定申請書の提出について 認定こども園（1号認定）施設等利用給付認定（新2・新3号）

※この案内をよくご覧になり内容を確認したうえで、各園へご提出ください。

入園対象 の児童	満3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ （令和7年度中に満3歳児となり幼稚園・認定こども園（教育）を利用する場合） ※受け入れを行っていない園もありますので、事前にご確認ください。
	3才児	令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ
	4才児	令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ
	5才児	平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ
提出書類	共 通	☐ 教育・保育給付認定（1号）申請書【幼稚園教育部分】 施設等利用給付認定（2号）申請書【預かり保育部分】 ☐ マイナンバー（個人番号）申出書 「個人番号確認書類」、「本人確認書類」を本書とあわせて封入して ご提出をお願いします。
	預かり保育 を利用する 場合	☐ 保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書など） ※詳細は4ページをご覧ください。 ※実施を行っていない園もございますので事前にご確認ください。
	該当者のみ	☐ 手当証書や手帳、健康保険証の写し （例：療育手帳・精神障害者手帳・身体障害者手帳など） ・同世帯に手帳を持っている方がおられる場合、手帳の写し ※氏名、等級、有効期限記載のページをコピーしてください。 ・ひとり親世帯に該当する方は、児童扶養手当証書または ひとり親家庭等医療証の写し ・別居で扶養している子がいる方は、子の健康保険証の写し
その他	◆世帯の状況について ・保護者の居住地が須恵町内にあること。 ・世帯員が申請のお子さんと別居の場合は、（ ）内に住所地をご記入ください。 ※保護者が別居の場合は、お子さんの生活拠点等の状況をお尋ねすることがあります。	
申請書の 提出先	各 私立幼稚園（新制度移行）・認定こども園	
記入についての 問合せ先	須恵町役場子育て支援課 子育て係 ☎ 932-1459（直通）	

目 次

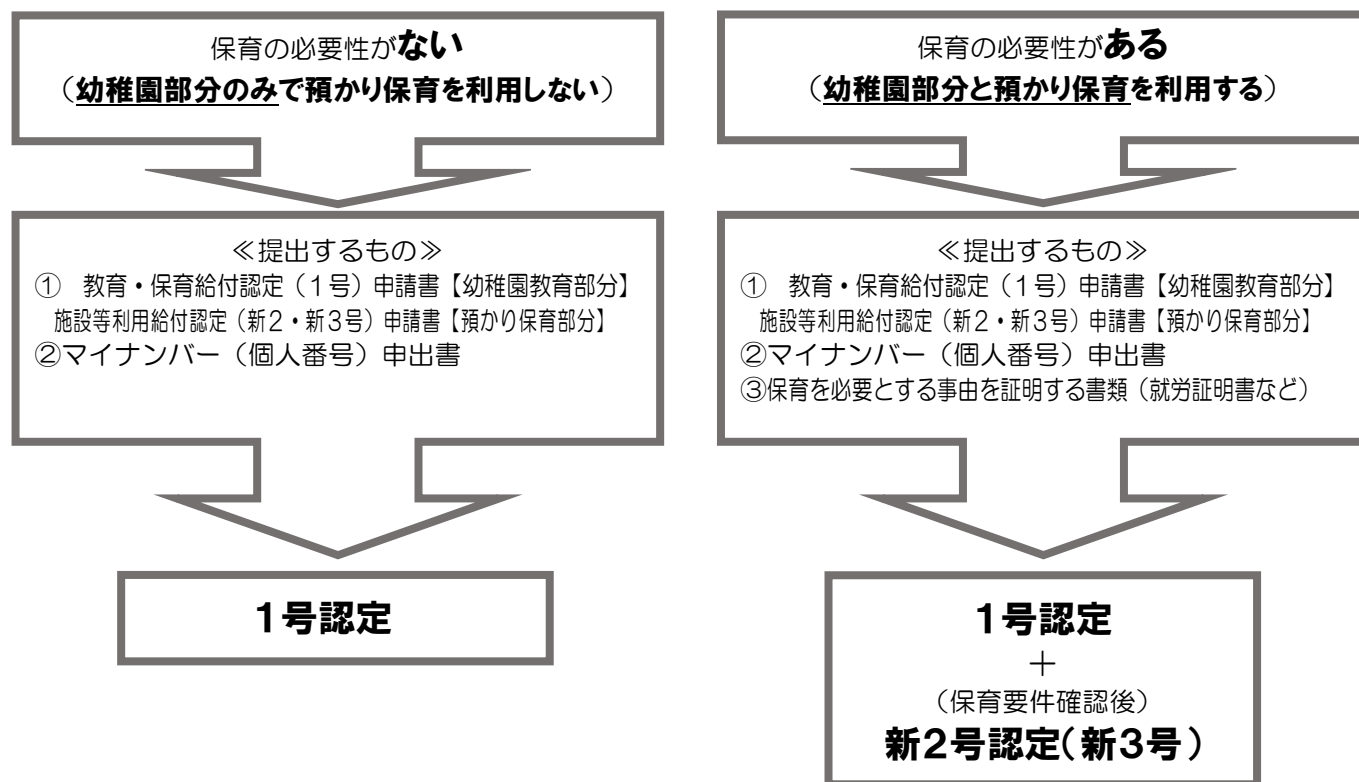
- ・認定区分と手続きの流れ・保育料・給食費等について・・・2ページ
- ・預かり保育ご利用の方「施設等利用給付認定の方」・・・3ページ
- ・保育を必要とする事由・書類一式・・・・・・・・・・・・4ページ
- ・【重要】注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ

認定区分と手続きの流れについて

◆認定区分

- 1 号：満3～5歳児クラスの子どもで保育を必要とせず教育部分（幼稚園部分）のみを希望
 新2号：3～5歳児クラスの子どもで保護者の就労などの理由で保育の必要性が認められる
 （満3歳児クラスは新3号。無償化対象となるのは非課税世帯のみ）

◆手続きの流れについては、下記のとおりとなります。



保育料・給食費等について

- ◆幼児教育・保育無償化により、満3歳児以上の1号認定の保育料は無償化されます。
 ◆給食費（食材料費）や行事費などの諸費は保護者負担です。（金額は通われる園によって異なります）

保育の必要性	年齢 / 認定区分				保育料	給食費 諸 費	預かり保育料
	満3歳児	3歳児	4歳児 (年中)	5歳児 (年長)			
	(年少)						
なし	1号				無償化	保護者負担 ※1	—
あり	1号 + 新2号 (新3号)				無償化	保護者負担 ※1	限度額の範囲内 で無償化 ※2

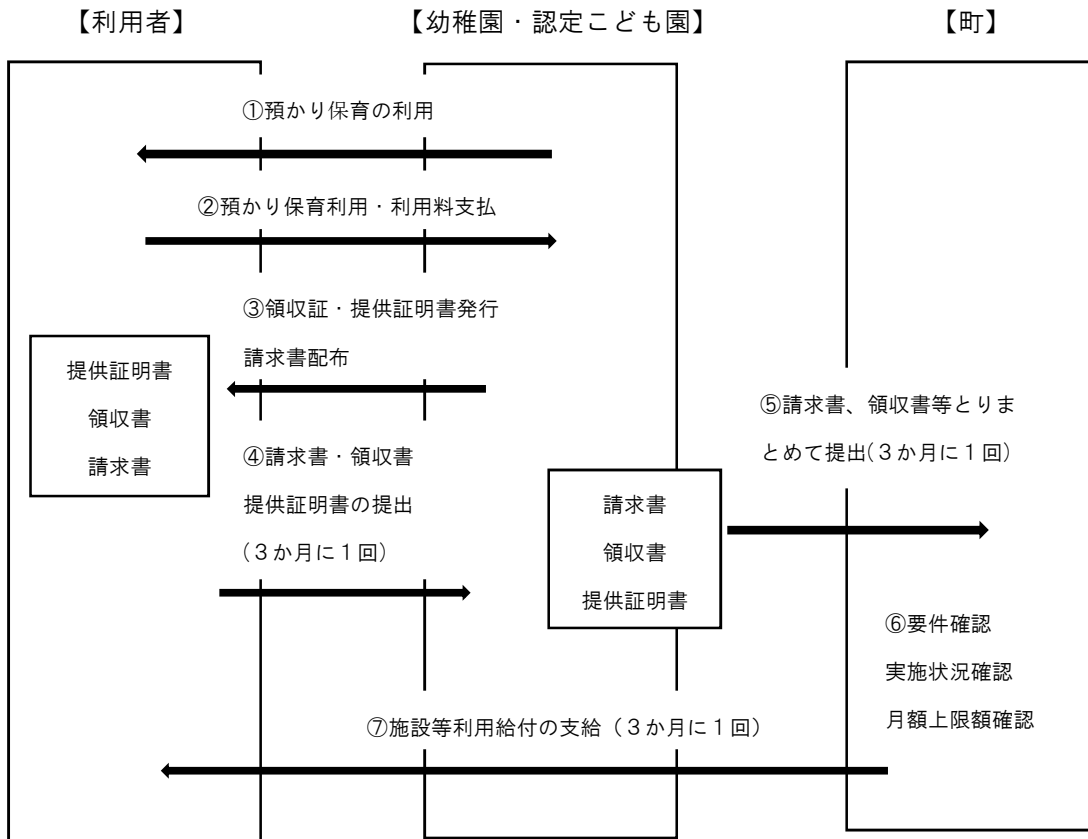
- ※1 条件により給食費のうち副食費（おかず代）の減免制度があります。
 対象のご家庭には、入園決定後、保護者あて別途お知らせいたします。
 ※2 毎月の預かり保育の利用日数×日額単価（450円）の合計と上限額11,300円のうち
 低い方が助成額となります。
満3歳児の場合は、市町村民税非課税世帯のみ無償化の対象となります。

預かり保育ご利用の方「施設等利用給付認定の方」

◆施設等利用給付費（預かり保育事業）について

・ 預かり保育利用分については、園へ預かり保育利用分をお支払いただき、3か月に1回町から保護者へ利用分をお支払する「償還払い方式」で行います。

⇒償還払い(3か月に1回)



【請求方法】

- ① 預かり保育を利用する。
- ② 預かり保育利用分の利用料を園へ支払う。
- ③ 園から「特定子ども・子育て支援（施設等利用）の提供証明書兼領収書」が発行され、「施設等利用費請求書」が配布される。
- ④ 下記園とりまとめの時期（各園におたずねください）までに「施設等利用費請求書」「特定子ども・子育て支援（施設等利用）の提供証明書兼領収書」を園へ提出する。
- ⑤ 園より町に提出する。 ⑥ 町が要件等確認する。
- ⑦ 町から各保護者あて振込（3か月に1回）する。

【償還払いの流れ】

対象月	園から町への提出締切 (※園とりまとめ時期要確認)	町から保護者へ振込予定
4月～6月分	7月末	8月末
7月～9月分	10月末	11月末
10月～12月分	1月末	2月末
1月～3月分	4月末	5月末

保育を必要とする事由・書類一式

- ◆ 保育を必要とする事由が変わることにより、認定の内容が変更になる場合があります。
家庭状況の変更があった場合は、保育の必要性の認定を変更する手続きをしてください。
- ◆ 認定の有効期間が切れると、無償化の対象外となります。

保育を必要とする事由		認定期間	証明する書類
就労	1 か月に6 4 時間以上の就労 (原則1 日4 時間以上の就労が必要) が常態である場合	就労している期間	就労証明書
妊娠・出産	出産のため保育が困難である場合	出産(予定)月と前後2 か月以内の合計5 か月以内	出産予定日が記載されているものの写し (検診補助券など)
保護者の 疾病・負傷・障害	疾病・負傷・障害により通院や療養が必要で保育が困難である場合や、障がい者手帳等の交付を受けている場合	その事由による保育を必要とする期間	医師の診断書(所定様式あり)または障がい者手帳等の写し (身体障害者手帳・精神障がい者手帳など)
同居親族等の 介護・看護	長期にわたり、疾病の状態や精神・身体に障がいをもつ状態にある同居親族を常時介護(看護)している場合	その事由による保育を必要とする期間	介護(看護)状況申立書および被介護者に関する書類 (介護保険被保険者証の写し等)
災害復旧	震災・風水害・火災 その他の災害の復旧に当たっている場合	その事由による保育を必要とする期間	罹災証明書の写し
求職活動	保護者が求職活動(起業準備を含む)を行っている場合	3 か月	就労誓約書
就学	保護者が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)している場合	卒業または修了予定日の月末まで	在学証明書(学生証)の写し
育児休業	児童(令和7 年4 月1 日時点で3 歳児以上)の保護者の内、どちらかが育児休業中である場合	原則出産後1 年を経過する日の月末まで (ただし待機となり育児休業期間を延長する場合は当該児童が1 歳6 か月になる日の月末まで)	就労証明書 (復職予定日を記入)
その他	その他 保育が必要であると認められる場合	その事由による保育を必要とする期間	保育が必要であることが分かる客観的な書類

※保育を必要とする事由が「就労」「育児休業」以外の場合、子育て支援課(1F 4 番窓口)で配布、またはホームページにて様式のダウンロードを行っています。

【重要】注意事項

支給認定について

- ①給付認定を受けていない児童は無償化の対象とならないため、必ず認定申請を行ってください。また、申請日より遡って認定することができないため、**必ず利用開始前**に認定申請を行ってください。
- ②預かり保育の無償化の対象となるのは、施設等利用給付認定を受けた児童が対象となります。
- ③給付認定期間外は、請求された場合でも無償化の対象外となります。

施設等利用給付認定申請について

- ①申請後(利用開始後)に提出内容に変更が生じる（た）場合
状況に変更が生じる（た）場合は、速やかに園へ届け出てください。
＊特に町外への転出・転入については、利用費の支給に影響しますので異動することが決まり次第連絡をお願いいたします。
- ②1号認定の方が年度途中より預かり保育の無償化を希望する場合
預かり保育を利用する（保育の必要性の事由が生じた）場合には、新2号（または新3号）の認定の申請が必要です。満3歳児は非課税世帯のみ無償化の対象となります。
※利用を開始する前に必ず申請を行ってください。申請前に利用した預かり保育料は無償化の対象になりません。
- ③勤務状況等の確認について
新2号、新3号認定は継続して要件を満たしていることが条件となります。新2号・新3号認定は定期的に要件に該当しているかを確認する現況調査があります。
また、実際の勤務状況等が、提出した勤務証明書等の内容と著しく異なる場合等、虚偽の届出と判断される場合は、認定の取り消しや給付の返還を求める場合があります。

各種届出について

下記の状況のときは届出が必要です。届出の際に必要な書類については在籍する園または子育て支援課にありますので申し出てください。

＊「施設等利用給付認定・変更申請書」を提出する手続きについては必ず状況が変わる前に届出てください。

状況	必要な届出
新2号認定中に預かり保育を利用しなくなる（保育の必要性の要件に該当しない）とき	施設等利用給付認定変更届
1号認定の方が年度途中より預かり保育を希望する（保育の必要性が出てきた）とき	施設等利用給付（新2・新3号）認定申請書
須恵町外に転出するとき（認定取り消し）	施設等利用給付認定変更届
保護者や児童の氏名が変わるとき	施設等利用給付認定変更届
児童と生計を同じくする保護者が変わるとき	施設等利用給付認定変更届
町内転居で転居したとき	施設等利用給付認定変更届



【お問合せ】

須恵町教育委員会 子育て支援課

住所 糟屋郡須恵町須恵 7 7 1

電話 092-932-1459

FAX 092-933-6626